

近代以降日本道徳教育史の研究

第2報 明治10年代における徳育政策とその論争

千葉 昌弘
(教育学・教育史)

Moral education policy in the 10th of Meiji Era and its disputation

Masahiro CHIBA
(Pädagogik)

1. 「教育令」(明治12年)の発布と徳育政策

明治10年代初頭は、画一的「学制」を廃止しての自由主義「教育令」の発布(明治12年9月)、そして一転しての干渉・統制主義の「改正教育令」公布(明治13年12月)と、教育政策が目まぐるしく変転を繰り返した時期である。このように教育政策が動揺を余儀なくせしめた要因は一連の農民騒擾等も含まれようが、最大の社会的・政治的要因は、自由民権運動であったといつてよいだろう。明治11年(1878)の「愛国社再興」、明治13年(1880)の「国会期成同盟」の結成と請願運動、自由民権運動は、一部の不平士族の反乱、と言った初期の性格を脱して農民層をも巻き込み全国的な反政府運動としての性格を濃厚にして、政府転覆も可能な政治状況を生み出すほどに高揚の一途をたどっていった。必然的に当時の国民教育もこうした政治状況の中におかれることになっていったといつてもよいだろう。上記の如き教育政策の転換は、こうした政治的社会的状況を反映したものであり、民権運動への一定の妥協ないし譲歩、そしてまた一転してその運動への弾圧・懐柔の政治的意図と密接に関わって選択された教育政策であったとみることができる。この時期における道徳教育をめぐる政策動向を跡づけておくことにしよう。

「学制」の廃止ないし改正の動きが公然と化するのには明治10年を前後する時期のことである。「教育令」制定の実質的主導を為した田中文字部大臣が、第2回アメリカの教育事情視察から帰国したのが明治10年(1877)1月のことであり、自ら「十年文部省に委員を設け、翌11年5月に改正法案たるべき日本教育令を草し」の述べてることがその有力な根拠となる。ほぼ同時期に文部省高官によって地方教育事情の視察が行われ、「学制」下の教育状況が不審を極め憂慮される状況にあったこと、改革が必至となっていること等がこれら高官の巡視報告書によって確認されていたことも「学制」改革を促進する有力な要因となったであろう。

明治10年5月4日から同年7月2日にかけて第二大学区(静岡・愛知・三重・岐阜・石川)を巡視した西村茂樹文部大書記官の報告書の総括的な部分を一部紹介しておこう。

「地方官何レモ能ク学事ヲ勉強シ之ヲ奨励シ之ヲ督責シ能ク文部ノ学制ヲ奉ジ……甚尽力セル者ノ如シ」と、まずは地方官の学事振興への努力に敬意を表しつつも地方の教育の状況は必ずしも初期の目標を達し得る程度に達しておらず、不振・停滞を余儀なくさせられている現状が生々しく具体的に叙述されている。そしてその教育不振の状況を「方今普通教育ノ病」と評して次のように纏めている。

「其一ハ専ラ外面ノ修飾ヲ務メテ教育ノ本旨ヲ後ニスルニアリ其二ハ教育ノ為ニ人民ノ金ト時トヲ費スコト多クニ過グルニアリ其三ハ小学ノ教則中迂遠ニシテ実ナラサル者アリ其四ハ一定ノ教則ヲ以テ之ヲ全国ニ施サントスルニアリ」

校舎などを建設しつつも、その中身である授業等についての十分な体制を整備していないこと、そうした実態からみて学校建設・児童の就学などでは当時の貧困な生活状況から考えて経済的負担が過重であること、教授される教育される教育内容が生活の要求や実態から遊離しており有用なものとは思われていないこと、各地域は文化や生活を異にしておりそこに全国一律の画一的教育内容の教授を強制することに無理があること、等が述べられている。概ね首肯し得る指摘事項と判断される。西村は以上の如く指摘して、より具体的に改善方策を提案しているのであるが、その中で、修身教育についての指摘が注目される。

「凡ソ世界諸国ノ教育ハ皆修身ヲ以テ本トセサルハナシ即チ欧米ヲ以テ言ヘバヤソ教法ハ則チ修身ヲ専ラトスル者ナリ其ノ他支那ハ言フニ及ハス（中略）皆其ノ国ノ教育ハ宗教ニ本ツキ宗教ハ皆修身ヲ主トセザルハナシ……修身ノ一事ハ殊ニ教育ニ当ル者ノ注意スベキコトナリ……方今小学校ノ修身ノ教ハ只教師タル者ノ授ニ留マリテ其ノ他ニ及バズ……教師ノ口授ノミヲ以テ修身ノ科目ヲ済マサントスルハ甚タ危始ルコトト言フヘシ」

西村は、教育の根本としての修身教育の重要性を説きつつ、諸外国においては宗教教育をもって対応していること、それに比しわが国では不十分な「修身口授」による教育にとどまっていることの危険を指摘する。そして、「修身ノ教ハ信用スル所ヲ手結ムルヲ第一トス」と主張する。宗教なり教義、あるいはまた道徳学の基本的原理や内容が確定されなければならない、との前提に立脚してわが国における修身教育の具体的改善策を提示している。

「本邦修身ノ道ハ孔孟ノ説ヲ棄テ他ニ採ルヘキ者ナカルヘシ……小学ノ修身書ハ漢籍ノ四書ヲ用フルヲ以テ第一トスヘシ……然レトモ今日ニ在リテハ孔孟ノ教ニモ亦足ラサル所アリ……故ニ四書ノ如キハ此ヲ小学生徒ノ読本ニ供シ中学ニ至リテ欧米諸大家ノ『モラル』ノ書ヲ熟読玩味シ東西ノ説ヲ参考シテ自得スル所アランコトヲ望ムナリ」

「孔孟ノ説」を基本としつつも、その内容の不足を欧米の道徳書によって補完した和洋折衷ともいうべき内容による修身教育への改善を説いているのである。孔孟一辺倒の儒教に傾斜しがちであったわが国明治初期の道徳教育の在り方を、伝統的儒教道徳を加味することによって改善・補強しようとした斬新的な見解を吐露していたとみることができよう。と同時に、「孔孟ノ説」を、当時の修身教育内容として導入する契機を造り出した発言、という点こそより重要な意図を見いだすことの方がより重要であると見るべきかもしれない。

「学制」を廃止して、新たに「教育令」が制定される経緯と、そこでの徳育をめぐる論議を跡付けておくことにしよう。

「教育令」の制定は、田中文字部大臣による「日本教育令」原案の提出の段階（明治11年5月11日）、続く伊藤博文法制局長官による修正（明治12年2月20日）の段階、さらには伊藤修正案の元老院での審議（明治12年5月20日～6月25日）を経て明治12年9月29日、太政官布告第40号をもって公布された。原案の提示から法制定にいたるまで凡そ1年4カ月の期間を要している。当時の一般的な法律の制定過程にはみられない長期の日時を必要としていたことが注目され、その間に、教育の理

念、教育行政の在り方、さらには徳育を含めた教育内容編成の方針を巡って看過しえない論争・曲折がみられたのである。自由民権運動を含めた複雑な政治的社会的背景があったことを窺わせる。「学制」下の教育の実態に即して現実的な修正を加えつつ、全体としては自由主義的教育行政の方針を打ち出していた田中案についての、伊藤の否定的修正の意図が大きな論点なのだが、詳しい考察は省略し、此处では元老院での審議においての徳育をめぐる議論の推移に着目してみることにしよう。

伊藤の「教育令案」第三条に、「小学校ハ普通ノ教育ヲ授クル所ニシテ其学科ヲ読書習字算術地理歴史修身ノ初歩トス……」と規定され、教育内容の編成方針においては基本的に「学制」の規定を踏襲しつつ現実化ないし簡略化する方針が示されていた。これに対して佐野常民議員はその修正を強く求めたのである。即ち、佐野は「我邦目下ノ景況ヲ見ルニ知識ヲ専務トシ修身ヲ措クモノノ如シ」との現状認識にたつて「修身ノ事ヲ冒頭ニ置キ並ニ作文ノ二字ヲ挿入セント欲ス」というのが修正意見の骨子でもある。対しての文部省側の考えは、学校教育における道徳教育の重要性を認識しつつも、徳育は学校・家庭教育を含め、生涯を通して学習せねばならない性格のものであり、知育との連携・調和のもとに進められるべきであるというのが原案提出者側の反論であった。以後若干の議論がなされたが、結果的には佐野の修正意見は多くの賛同者をうることとならず原案通りの可決となるのである。知育と徳育のいずれを優先するか、そのことが教科の編成上の順位をめぐる論争されていたことが理解されよう。単なる教科の順位争いに留まるものではなく、本質的には知育重視か、徳育重視か、その政策の基本的在り方にまで関わっていた事情は看過しえないことである。その背景には、元田永孚と伊藤博文との「徳育論争」があったのであり、程なくしての「教育令」の改正が行われ修身は首位教科として位置付けられたのである。知育重視から徳育重視への教育政策の転換を直前にしての、その伏線をなす論点が「教育令」制定の過程においても既に顕在化していたのである。

ともあれ、こうした過程を経て「教育令」は発布された。明治12年9月のことである。「政府の権力をもってする干渉から教育を自由にならしめる」事によって「教育の自律と地方分権を確保し、わが国の生活現実に基盤を置きながら「教育を再発足」させようとした「正しい方向をもつ再出発」(林 竹二)と、高い評価が得られている。「教育令」において修身は、その位置付けや内容において基本的には「学制」時代のもを断承しつつ、教材内容等を一部「改良」して、実施されることとなった。公布の直前の12年9月10日には、寺島宗則が田中の防壁として文部卿に配され、同10月13日には天皇側近体制ともいうべき侍補制度を廃止している。伊藤を中心とする政府官僚の、自由主義者を排除しつつ他方で保守主義の政治的干渉を排斥する、といった巧妙な政治的対応を見る時、自由主義「教育令」のストレートな実施を進めることが、その当初から放棄されていたことが推測される。改めて「教学聖旨」・「教育議」・「同付議」をめぐる徳育論争の意義と内容が重要となってくる。

2. 「徳育論争」の意義とその行方

明治11年、初秋を迎えた時期を前後して地方巡幸に随行した侍講元田は、天皇の国民教育についての意向を「教学聖旨」として纏め上奏した。

「聖旨」はその冒頭で「教学ノ要、仁義忠孝ヲ明ラカニシ知識芸ヲ究メ以テ人道ヲ尽スハ我祖順國典ノ大旨上下一般ノ教トスル所ナリ」と、まずは、わが国教育の伝統・本旨を「仁義忠孝」の精神の育成にあることを明確に述べ、この原理に照らして現今のわが国国民教育の憂慮される事態に陥っていることを指摘する。

「晩近専ラ知識才芸ノミヲ尚トヒ、文明開化ノ末ニ駆セ品行ヲ破リ、風俗ヲ傷フ者少ナカラス、然ル所以ノ者ハ……其流弊仁義忠孝ヲ後ニシ、徒ニ洋風是争フニ於テハ、将来ノ恐ルル所。終ニ君臣父子ノ大義ヲ知サルニ至ランモ測ル可カラス」

知識・才芸の教育に傾いた教育によって「君臣父子ノ大義」を軽んずる風が生じている状況が批判されている。この状況をいかに救済するのか、その具体的方法が以下につづいて示されている。

「祖宗ノ訓典ニ基ツキ、専ラ仁義忠孝ヲ明カニシテ、道德ノ学ハ孔子ヲ主トシ、人々誠実品行ヲ尚トヒ、然ル上各科ノ学ハ、其才器ニ従テ上進シ、道德才芸本末全備シテ、大中至正ノ教学天下ニ布満セシメ」

「孔子」を中核的内容とする教材による、「仁義忠孝」を教授する儒教道徳を教育の中心として位置付ける教育の転換を求めているのである。ここには明らかに知育に傾斜しがちとなっていた。「学制」教育に対する一定の批判的観点が示されており、倫理・啓蒙書による「修身」教育に対する露な批判が込められている。後続の「小学条目二件」はこうした批判を持ち出すために準備されたと思えるほどに、西欧化した学校教育に対する厳しい批判と、そのためにも幼少時からの「仁義忠孝」の精神の「培養」の要が熱心に説かれている。「古今ノ忠臣義士孝子節婦ノ画像写真ヲ掲ゲ……説論シ……脳髓ニ感覺セシメ」と、その具体的教授の方法すら提示されているのである。先に紹介した西村茂樹の「第二大学区」巡視報告書の内容、「孔子ノ書」による徳育論とも類似した提案と見ることができようが、西村の場合、欧米の道徳論との折衷を提案している点で両者の隔たりは大きなものがある。

「教育令」原案の作成・検討を進めている段階で「教学聖旨」に接した伊藤は、腹心の井上毅に「教育議」を起草させ、対応したのである。

「風俗ノ弊ハ、実ニ世変ノ余ニ出ツ、而シテ其勢止ムヲ得サル者アリ、故ニ大局ヲ通観スルトキハ、是ヲ以テ偏ニ維新以後教育其道ヲ得サルノ致ス所ト為スヘカラス」

道徳を含めた「風俗ノ弊」は、維新以降の教育の誤りによって生じたものではなく、「維新」といった急激でドラスチックな社会的政治的変革によって生じたものであり、その混乱はいずれ沈静化するものである、と解される。「維新以降」の教育に関わって言えば以下のような下りがある。

「明治5年学制ヲ頒布セシ而來、各地方遵奉、今日ニ至リ緩カニ成緒ニ就ク、但其興立日浅ク、或ハ形相ニ失シテ、精神ニ欠キ、其ノ末ニ馳セテ基本ヲ遺ス者アリ、」

「学制」実施の過程において、その「精神ヲ欠キ……其ノ末ニ馳セテ基本ヲ遺ス」といった弊害が生ずるに至っている状況を認めつつも、それは実施以降の日時が浅く止むを得ない事柄である、と捕らえ「学制」を「拡張シ、足ラサル所ヲ修補」することによって事態が好転するであろうということに楽観的な見通しを抱いていたことが窺える。

基本的には「学制」政策を維持しつつ、部分的な補強施策によって状況打開を意図していたことが看取される。しかしながら、重要な政策提案をしていることも注目されなければならないであろう。「倫理風俗ニ関ル」教科書の選別・統制であり、「自ラ制行ヲ慎ミ言義ヲ平カニ」するための

「教官訓条」の制定である。

これらの提案は後に教科書統制の指令と「小学校教員心得」制定によって具体化する。教科書・教員の統制によって「政談ノ徒」の輩出を阻止しようとするものであり、自由民権運動弾圧の一連の政策の一環をなしていたことは否定すべくもない。その詳細を述べることは、本論のテーマを逸脱しかねない恐れがあるのでここでは省略しておく。

この伊藤(井上)の反論に対して、元田は「教育議付議」をもって再論を試みたのである。元田は、倫理・風俗に関わる教科書の選択統制、教官訓条の制定等の伊藤の提案に賛意を表しつつもその基準が問題だと指摘し、あくまでもその基準を「聖旨ノ本義」たる「仁義忠孝」に求めるべきであり、その究極においては「仁義忠孝」を本旨とする「国教」の鼎立が必要である、との持論を展開している。元田の徳育論の本質を吐露した観があるのだが、この段階においては元田の主張が一旦退けられ、伊藤の「教育議」の路線で徳育政策が展開していくことになる。基本的には「学制」における徳育政策は「教育令」においても継承されていったのである。即ち「教育令」はその第3条において「小学校ハ普通ノ教育ヲ児童ニ授クル所ニシテ其学科ヲ読書、習字、算術、地理、歴史、修身等ノ初歩トス」として、全体として教科を統合・簡略化を計りつつ修身を教科の末尾に掲げた。元田の「教学聖旨」の主張、元老院での佐野等の修身を教科の首位(冒頭)に位置づけるべき、との修正意見を退けての「学制」の方針の継続を断行したのである。

3. 「教育令」の改正と首位教科修身の成立

自由民権運動の展開とそこでの教育施策に即していえば明治12年の「教育令」は、「自由教育か干渉教育」、その是非をめぐる民権派の内部で論争が行われていた時期の段階において制定されたものであった。この時期、政府内において自由民権運動に対する政治対策が必ずしも確定していない政治状況であり、いわゆる「徳育論争」にも決着がついていたとはいえない情勢にあった。民権運動の伸長とその対策如何によっては、徳育論争が再燃する可能性もあり「教育令」政策事態の是非が改めて問われかねない性格をその当初から保有していた、とも考えることができよう。田中文部大臣の更送、そして寺島の参議ポストへの転出と文部卿兼務の解除、続く河野文部卿の就任(明治13年2月28日)、同年6月の河野文部卿の地方視察とその途上での視察報告書の上奏(同年6月)などを前後する時期にいたって「教育令」改正の動きが公然と露呈してくることになる。文部省が策定した「新定教育令ヲ更ニ改正スヘキ以前ニ於テ現在施行スベキ件」(42項目)は、「教育令」改正の基本的内容と方向を具体的に示す典型的な動きであったと見ることができよう。その具体的内容の紹介はここでは割愛するほかないが、「教育令」改定における修身をめぐる論議を検討しておくことにしよう。

「教育令」改正の立案作業は、河野文部卿の下で権代書記官島田三郎、同少書記官久保田譲の兩人が担当し進められた。明治13年12月9日、改正案が太政官に提出され同月18日には元老院に回付され元老院の審議に付せられたのは同年12月23日、24日には同案は裁可の手続きがなされ、同月28日には太政官布告第59号として「教育令」は改正交付されている。改正原案提出から交付に至るまでの期間は20日余、少なくとも太政官布告の時点において「修身」は首位教科として位置付いてはいなかった。改正原案に付せられている上奏案文の該当箇所の説明文を抄録しておこう。

「現行ノ令ニ於テハ読書習字算術地理歴史修身ノ六科ヲ以テ小学必須ノ学科トス其ノ一ヲ欠ケハ即チ小学ニアラサルナリ…地理歴史ノ二科ノ如キハ事情ニ徒テ或ハ修メ或ハ修メサルヲ得セシメ…」

即ち、修身を含めて教科の種類・科目、さらにはその教科の配列・順序等については「教育令」の

規定を踏襲すべきである、というのが原案であり修身が首位教科として想定されてはいなかったことが判明する。「改正教育令」において首位教科修身が成立したことが通常理解なのであるが、少なくとも明治13年12月24日の元老院裁可の段階においては修身は6教科の末尾に位置づいていた。太政官交付の段階にいたって急遽修身が首位教科と変更されているが、これは元老院の検視を経て、という条件付きでの措置でありその元老院の検視を経たのは明治14年1月24日のことであった。したがって首位教科としての修身の公的成立はこの段階にいたってのことである、とみるのがより妥当というべきだろう。このような経緯を含めてではあるが、「改正教育令」第3条によれば小学校の教科課程は次のように改められた。

「小学校ハ普通ノ教育ヲ児童ニ授クル所ニシテ其学科ヲ修身読書習字算術地理歴史等ノ初歩ト土地ノ状況ニ徒ヒテ畧画唱歌体操等ヲ加ヘ又物理生理博物ナドノ大意ヲ加フ殊ニ女子ノ為ニハ裁縫等ノ科ヲ設クヘシ」

首位教科修身科の成立である。すでに「教育令」制定の元老院での審議の過程において佐野議員が「修身の字を課程の冒頭に置く」ことを要求していたこと、さらには同時期に元田永孚が「教学聖旨」において修身重視の教育への回帰を要請する意見を提出していた事情などについては触れているが、修身科の首位教育についてはこうした背景が有力な力として働いていたであろうことが想定される。

かくして成立した修身科の具体的内容が注目される。明治14年5月制定の「小学校教則綱領」の定められたその内容を以下に示しておこう。なお、「改正教育令」によって小学校は初等科(3年)・中等科(3年)・高等科(2年)の3段階に分けられ、それぞれの段階毎に修身科の基本的目的が以下の如く定められている。

「初等科ニ於テハ主トシテ簡易ノ格言事実等ニ就キ中等科及高等科ニ於テハ主トシテ格言事実等ニ就テ児童ノ徳性ヲ涵養スヘシ又兼テ作法ヲ授ケンコトヲ要ス」

初等・中等については毎週6度3時間、高等については毎週3度3時間、とその授業時間数が定められている。

首位教科として重視されることとなった修身科の具体的内容が問題なのだが、この点については先の「教学聖旨」に見られる主張、あるいはまた「新定教育令ヲ改正スヘキ以前ニ於テ現在施行スヘキ件」において「教官訓条」の制定にかかわって述べられている事柄が参考となる。特に後者の主張するところの骨子を示しておこう。

「孝弟忠信礼儀廉恥忠実正直慈愛仁恵剛毅明敏節欲守分節儉勉勵等本邦ノ重要トナルヘキ美德ヲ全国生徒ノ心身ニ涵養シ其志操ヲシテ忠誠ニ基キ第一天皇陛下ヲ尊崇シ国体ヲ信奉シ法令ヲ謹守シ長上ヲ恭敬シ専ラ愛国ノ主義ヲ一般ニ銘記セシムル事」

「孝弟忠信」を核とする儒教的倫理を身につけ、その究極においては「天皇陛下ヲ尊崇」し、天皇制「国体」を擁護する国民の育成が目指されていることが明瞭に読み取ることができるであろう。そしてそのために相応しいテキストの作成に取りかかっていたのである。明治13年3月の文部省編集局の設置と西村茂樹の局長任命である。その具体的成果が西村の編集に成る『小学修身訓』の刊行である。

「小学修身訓」は上・下2巻からなり、8つの徳目から構成されている。学問・生業・立志・修徳・養育・処事・家倫・交際、がそれである。論語・孟子・大学・中庸・孝経等の漢籍、フレミン・ホップキン・ウエーランド等の西欧の倫理書の翻訳、立志編・勸善訓蒙・品行論等の明治初期の啓蒙書、その他「大和俗訓」等の寺子屋での教訓書など内外の道德に関わる諸書から適宜取捨選択し編集したものである。こうした道德書の編集方針については先に触れたいわゆる「德育論争」の過程で元田が「教育議付議」において提案していた和漢欧の箴言を収録編修するように、との方法と略一致する。しかし儒教主義への極度の傾斜は認められない。

「人ノ道アルヤ。飽食暖衣逸居シテ教ナキトキハ禽獸ニ近シ。聖人此ヲ憂フルトコロアリテ。契シテ司徒タラシメ。教ユルニ人倫ヲ以テス。父子親アリ。夫婦別アリ。長幼序アリ。朋友信アリ。」

「家ハ邦国ノ核仁ナリ。家ニ在リテ為ル所ノモノ。外ニ発出シテ風俗トナリ。……故ニ一家ノ治法ハ即チ邦国ノ治法ニシテ。」

「人民ノ品行ノ性質ハ何如ナルヲ優等ト為スベキヤ。曰ク（心思高尚、真実、忠直、有徳、勇毅、）人民ノ性質此ノ如クアレバ。曰ク（敬慎、規則整齐、統治、職分）此等ノモノ人民ノ品行ヲ植ツルニ於テハ又少クベカラズ」

本書に掲載されている格言を用い、教師はそれを「敷衍」あるいは「講解」しながら「生徒ノ心ヲ感発開悟」すること、そのことによって道德性の涵養が図られることが期待されたのである。「学制」期における道德が、ともすれば知育に傾斜した、あるいは知育と德育との予定調和の論理に依拠して実施されたいと考えることができ、こうした路線は「教育令」期にも基本的には継承されながら、儒教道德の強化を意図する元田等の主張に十分に応え得ない内容に止まっていたものと判断される。「教学聖旨」の路線にそった新たな道德書が元田自らの手によって編集へと着手されることになっていく。明治15年の『幼学綱要』の編集・刊行である。ここにいたって、明治10年代における德育論争に一つの重要な決着がつけられたことになる。

4. 「幼学綱要」の内容とその趣旨

「幼学綱要」は天皇の命を承けて儒官元田永孚の編集によって明治14年8月、宮内庁蔵版として刊行された。全7巻、全体が20の徳目によって構成されており、「論語」などの四書五経等の漢籍より個々の徳目に相応しい章句を揚げ、日本と中国の古典・故事によりながら具体的にその重要性を説くという形で展開している。当初、西欧の道德・倫理等も援用しながら編集が進められていたともいわれるが、最終的には和漢書に限定されて抄録されている点が特徴であり、「教学聖旨」に見られた道德教育の儒教主義への回帰の意図が具体化されている感を深くする。随所にさし絵が添えられ、「専ラ幼童初学ノ為ニ」との編集意図から構想されたものと考えられるが、その文章・記述は到底該当の児童・生徒たちの理解しうるものとはなっておらず、難解である。したがって、本書は以後編集されることになる各種の修身教科書の内容の模範書としての性格を持つことが期待されていたものと解することができ、実際の教授にあたっては教師が児童向けに適宜解説を施して教授することが前提とされた修身教育の重要教材として扱われることが期待されていたとも考えられる。その内容の全容を理解するために煩雑ながら以下に各徳目とそれに添付されている趣旨を要約的に示しておくことにする。

- 1) 孝行—天地ノ間、父母無キ人無シ。其初メ事ヲ胎ケテ生誕スルヨリ、成長ノ後ニ至リ其恩愛教養ノ深キ、父母ニ若ク者漠ク、能ク其恩ヲ思ヒ、其身ヲ慎ミ、其力以テ此ニ事ヘ、其愛敬ヲ尽スハ、子タルノ道ナリ。
- 2) 忠節—宇内万国、国体各々異ナリト雖モ、主宰有ラザルノ民無シ。凡ソ人臣タル者、其君ヲ敬シ、其国ヲ愛シ、其職ヲ勤メ、其分ヲ尽シ、以テ其恩義ニ報ズルヲ以テ常道トス。況ヤ万世一系ノ君ヲ戴キ、千古不易ノ臣民タル者ニ於テヲヤ。
- 3) 和順—人ニ男女アリ、故ニ必夫婦アリ。然後父子アリ。兄弟アリ、以テ一家ヲ為ス。夫ニ其外ヲ治メ、婦ハ其内ヲ修ル者ナリ。夫婦和順ナレバ、一家斉整ス。
- 4) 友愛—兄弟ハ一体一支ナリ。長少ノ序、恵順ノ別アリト雖モ、相友愛スルノ情理ニ至テハ、即異ナルコト無シ。
- 5) 信義—人ノ身ヲ立テ道ヲ行フ、必朋友ノ輔ヲ濟フ。故ニ一たび相友トスレバ、互ニ腹心ヲ開キ、忠告善導、艱難相齊ヒ、得喪ヲ以テ其交ヲ癒ヘズ。
- 6) 勤学—人皆天賦ノ徳性アリ。然レドモ学バズシテ能ク道ヲ知ル者無シ。必当サニ先覺ニツイテ学習シ、道ヲ明メ、行ヲ修メ、以テ其徳ヲ成スベシ。
- 7) 立志—凡ソ人徳ヲ崇クシ、業ヲ建ムト欲セバ、当サニ先ヅ其志ヲ立ツベシ。
- 8) 誠実—誠実ハ人心ノ本根、百行皆慈ヨリ出ヅ。苟モ偽詐虚妄ニ涉ルトキハ、才知有リト雖モ、持ムニ足ラズ。
- 9) 仁慈—天地ハ生物ヲ以テ心トス。人其ヲ以テ受ケ生ル。故ニ亦天地ノ心ヲ以テ心トス。心ヲ拡充シテ事物ニ及ボスヲ、仁慈ノ道トス。
- 10) 礼讓—礼ハ天地ノ節文、人事ノ儀則。讓ハ即礼ノ実ナリ。
- 11) 儉素—人各々貴賤貧富ノ分アリ。故ニ其ノ分ニ徒ヒテ財用ヲ節シ、儉素ヲ守ルハ、天道ヲ敬シ、人福ヲ享ル所以ナリ。
- 12) 忍耐—人志在リト雖モ、忍ブコト有ラザル者ハ、事中道ニシテ廢ス。
- 13) 貞操—女子父母ノ家ニ在ルトキハ、幽閑静肅、敢エテ非礼ニ徒ハズ、嫁シテ人ノ妻ト為ルトキハ、又終身他萎ク、事変ニ遭テ、其ヲ易ヘズ、此ヲ貞操ト謂フ。
- 14) 廉潔—凡ソ人義ヲ立テ道ヲ行ハムト欲セバ、廉潔ナラザル可カラズ。能ク廉潔自持シテ、營利ハ誘ハレズ、而シテ後、義以テ立ツベシ。
- 15) 敏知—知ノ人ニ於ケル、其用誠ニ大ナリ。然レドモ尊ブ所ハ、事理ニ敏ニシテ機宜ニ中ルニ

在リ。

- 16) 剛勇一人能ク剛勇ナレバ、事ニ当リ奮進シ、屈セズ撓マズ、以テ其道ヲ尽スコトヲ得。
- 17) 公平一夫レ鑑ノ照ス所、人其美醜ヲ争ハズ、公ナレバナリ。衡ノ称ル所、人其軽重ヲ議セズ、平ナレバナリ。
- 18) 度量一寛裕ニシテ容ルルコト有ル、此ヲ度量トイフ。度量ハ、善ヲ娶メ衆ヲ得ル所以。
- 19) 識断一識明ナレバ、善ヲ断ズ。明識善断ハ大謀ヲ決シ、大事ヲ定ムル所以。
- 20) 勉識一人ノ天地ノ間ニ生ルル、上天子ヨリ、下庶人ニ至ルマデ、職有ラザルハナシ。
(職) 怠レバ、罪ヲ天地ニ獲、鵠ゾ此ヲ努メザルヲ得フヤ。

なお、『幼学綱要』の編集・刊行を前後する時期に発行された修身教科書としては、「和漢修身訓」(亀谷行)、「初等小学修身入門」(木沢成飄)、「小学修身課書」(南魔綱紀)、「初学修身書」(小杉慎太郎)、「和漢修身書」(内山貢)、「小学修身口授書」(木戸麒)、「修身説約」(同)等があり、礼儀・作法書の類も編集・刊行されはじめたことも併せて特筆しておかねばならない事柄であろう。

『幼学綱要』は、西村の『小学修身訓』と同様に「教学聖旨」において示された儒教主義徳育強化への道德教育の方向転換に呼応して編まれたものであり、国民の徳育が天皇制(天皇・皇室)との関係において説かれる、その方向性を明確に踏みだす端緒を具体的に示したものである。これによって明治10年代における徳育論争に一つの大変重要な決着がつけられたことを意味するとともに、その後のわが国の、「教育勅語」に連なる徳育の方向が確立されたものが見ることが出来るであろう。

註

- 1) 「教育令」の成立過程及びその内容等については主として以下の文献を参考としている。土屋忠雄『明治前期教育政策史の研究』1962、金子照基『明治前期教育行政研究』1967、倉沢剛『教育令の研究』1974。最新の研究成果の代表的なものとしては、森川輝紀『近代天皇制と教育』1987がある。
- 2) 自由民権運動の展開について筆者は以下のような文献の理解に依拠している。
遠山茂樹・堀江栄一『自由民権期の研究』1959、石田雄『明治政治思想史研究』1963、色川大吉『明治精神史』1964、等のほか下山三郎、後藤靖、原口清、家永三郎、内藤正中、外崎光広等
- 3) この時期における道德教育の展開については特に藤田昌士「修身科の成立過程」(『東京大学教育学部紀要』No.8)1965、海後宗臣『教育勅語成立過程の研究』1965、の論文・著書を参考にしている。筆者も関連して「土佐民権派の自由教育論と徳育批判」(『土佐史談』No.176)1987、等の論文を書いている。
- 4) 田中不二麿「教育瑣談」(大隈「開国50年史」所収) p.713、
- 5) この時期を前後して文部高官の地方の教育事情視察が盛んに行われている。高官名とその担当大学区を列挙すると、西村(第2)九鬼(第3)中島(第6)神田(第6)学監モルレー(第1)辻(第7)西村(第7)等である。その時期は明治10年5月~同11年11月にかけてのことである。
- 6) 「文部省第5年報」(明治10年) p30~49
- 7) 同上
- 8) 同上

- 9) 同上
- 10) 「教育令」の審議過程については主として前掲土屋忠雄『明治前期教育政策研究』第9章を参考とした。なお拙著『近代日本地域民衆教育成立過程の研究』1996、第2章第4節において「地域教育の自由主義化の動向と教育政策の転換」と題して若干の考察を試みている。
- 11) 『明治以降教育制度発達史』第2巻p141~165に「教育令」の各案が記録されており、原案・修正箇所・修正理由・成案が比較的検討することができる。
- 12) 林竹二「明治教育の発端と挫折」(「潮」1967年4月)、佐藤秀夫「自由教育令百年の軌跡」(「教育の森」1979年5月)
- 13) 前掲の土屋『政策史』、森川『天皇制』等を主として参考にしている。
- 14) 「教学聖旨」についての以下の引用は、海後『教育勅語成立過程の研究』p22~57所収の文書によっている。
- 15) 「教育議」についても以下の引用は上掲、海後著書p78~85によっている。
- 16) 「教員心得」については『発達史』第2巻p260~263所収による。
- 17) 「教育議附議」については前掲、海後『勅語成立史』p85~101所収による。
- 18) 『発達史』第2巻p162
- 19) 田中の更迭を含めた文部省首脳の入替及び教育政策をめぐる動向はこの時期及び以後の政策展開にとって極めて重要なテーマであるがこの点については前掲土屋『政策史』、倉沢『教育令』などの詳細な分析が参考となるが、特に田中不二麿の思想と動静を主軸にすえた論を展開している森川『天皇制』が注目される。
- 20) 土屋忠雄「河野文部卿の視察報告書について」(『日本の教育史学』第1集)1958、が先駆的な研究成果である。のち同氏の著書『政策史』に納められている。
- 21) 同上
- 22) 「教育令」改正の過程については註10)に示した文献参照。併せて『発達史』第2巻p175~206所収の史料を用いている。
- 23) 同上
- 24) 首位教科修身の成立については、前掲土屋『政策史』p313に注目すべき論述がみられ、「改正教育令は、明治14年1月に成立したといっても誤りではない」とまで主張している。
- 25) 『発達史』第2巻p238~241
- 26) 同上p252~256
- 27) 前掲土屋『政策史』p314
- 28) 西村の「小学修身訓」については海後宗臣・仲新監修『近代日本教科書体系』近代編第1巻修身2、に所収によっている。
- 29) 同上
- 30) 同上
- 31) 同上
- 32) 「幼学綱要」については註28)に示した『教科書体系』所収のものによる。
- 33) 同上
- 34) 同時期の修身教科書については海後他『近代日本教科書体系総説編』『同目録編』等を参照。なお併せて山住正巳『教育体系』(岩波「近代日本近代思想体系」第6巻)1990、を参考とした。
- 35) 「教育勅語」の成立過程の始原を「教学聖旨」にもとめる見解は、海後宗臣『教育勅語成立過程の研究』等がその代表的といえるであろう。筆者も概ねこうした見解を援用している。儒教道徳と天皇(皇室)制との接合の端緒を「幼学綱要」の道徳観に求めつつ、「勅語」成立の前史を、より具体的に検討してみることの重要性を指摘するに止めておきたい。

平成10年(1998)年9月22日受理
平成10年(1998)年12月25日発行